

だまされないで！ハガキによる特殊詐欺

〇〇〇〇料金に関する訴訟 最終告知のお知らせ

貴方の利用されていた契約会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(A)〇〇〇裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願いいたします。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局で受け賜っております。職員までお問合せ下さい。

※取り下げ最終期日 平成29年〇月〇日
 〇〇支局 〇〇訴訟管理センター
 東京都〇〇〇〇〇丁目〇番〇号
 取り下げ等のお問合せ窓口 03-XXXX-XXXX

このような特殊詐欺と思われるハガキが届いたとしても無視し、電話は絶対しないでください。心配な方は家族や警察に相談しましょう。

【相談先】

警察総合相談電話 ☎#9110
 消費生活センター ☎088-824-0999

110番のかけ方 ポイントは6つ！

110番をかけるときは、落ち着いて次のことを伝えましょう。

- ①何が ②いつ ③どこで
- ④犯人 ⑤今の状況
- ⑥あなたの住所・名前



1月10日(水)の110番の日に合わせて、110番の広報活動を行います。

■日時

1月10日(水) 15時30分～16時30分

■場所

バリューノア店 第2駐車場 ※小雨決行

■内容

チラシ・グッズの配布、鏡野中吹奏楽部の演奏
 ※チラシ・グッズは数に限りがあります。

平成かわら版

南国警察署交通課
 高齢者アドバイザー 坂本扶左
 ☎52-0110 (香美警察庁舎)

高齢者の交通安全のために 出前教室を行っています

楽しい劇
仕立て！

一緒に交通安全について学びましょう

南国警察署交通課では、65歳以上の方の交通事故防止のため、各地へ出向いて交通安全についてお話をする出前教室を実施しています。開催は無料で、どのような集まりでも、少人数でもかまいません。ぜひご利用ください。

事故に遭いやすい高齢者の方へ より一層の注意喚起を

65歳以上の方がいるご家庭を交通課の高齢者アドバイザーが訪問して、交通事故防止を呼びかける取り組みを行っています。ご理解とご協力をお願いします。

毎月15日は高齢者交通安全の日です

固定資産税班からお知らせ

償却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で商店などを経営している方や、農業や不動産等の事業を行っている方が、その事業のために所有している有形資産のことで、構築物、機械および装置、工具・器具・備品、車両および運搬具等です。毎年1月1日現在で所有している償却資産がある場合には、地方税法第383条の規定により、申告していただくことになっています。

該当する償却資産のある会社および個人の方は、平成30年1月31日(水)までに申告をお願いします。



忘れていませんか？

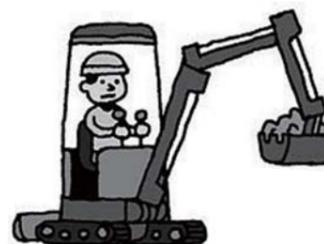
太陽光発電設備の申告

会社や個人事業主として太陽光発電設備を設置している場合は、売電・非売電にかかわらず、償却資産の申告が必要です。住宅用に個人が設置した場合でも10kW以上の発電量で全量売電の場合は申告が必要です。

新築・増築・取り壊し家屋の申告を！

平成30年度固定資産税の課税にあたり、平成29年(1月～12月)中に新築・増築または取り壊した家屋や、用途を変更した家屋について、申告の受付を行っています。適正課税のため、平成29年12月末までに取り壊した家屋については、平成29年度固定資産税納税通知書に添付されている課税明細書を確認のうえ申告してください。

なお、平成29年中に新築または増築された家屋を税務収納課職員が調査した際に、取り壊しの確認ができていない分については申告の必要はありません。



土地評価の特殊なケースでは申し出を！

市では、土地の評価について固定資産税評価基準に定められている適正な時価を求めることに努めていますが、市全域にわたる大量評価のため、次のような特殊な事例では、対象地の価格形成要因全てを把握できていないケースがあります。このため外観では把握できない価格形成要因は、固定資産の所有者による申し出により、固定資産評価額に反映させる申出制を採用しています。

特殊な価格形成要因を持つ土地を所有されている納税者の方はご連絡ください。

外観からは把握できない価格形成要因の例

- ・公法上(都市計画法、建築基準法、一部条例など)の規制により、建築物の建築確認を得ることが困難な土地(一部評価額に反映されているものもあります)。
- ・特別に災害の危険性が高い土地など。

■問い合わせ先

税務収納課固定資産税班 ☎53-3116



固定資産税を納める方

固定資産税の納税義務者とは、原則として毎年1月1日(『賦課期日』といいます)の固定資産の所有者をいいます。固定資産の所有者とは、具体的に次のとおりです。

①土地の場合

土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方

②家屋の場合

建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方

③償却資産の場合

償却資産課税台帳に所有者として登録されている方